平成２３年（フ）第３０１号
佐賀県佐賀市松原２丁目２番13―206号　エバーライフ佐賀城内
債務者　大坪ダルジ　ダイヨットこと　ＯＴＳＵＢＯ　ＤＡＲＧＹ　ＤＡＹＯＴ
１　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目12番17―606号
債務者　橋爪　尚子
１　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
佐賀県佐賀市新郷本町18番40号
債務者　中島　優子
１　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2708番地
債務者　浦　　美紀
１　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5152番地５
債務者　轟　　香織（旧姓弓削）
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６０号
宮崎県都城市下長飯町656番地８
債務者　丸田　陽子
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７９号
岩手県花巻市高木第15地割75番地
債務者　佐藤　定子
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第９４号
岩手県花巻市湯口字反目99番地１
債務者　清水邉義英
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１４２号
宮城県大崎市田尻字町147番地１
債務者　佐藤　　平
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
茨城県稲敷市佐原組新田753番地
債務者　嶋﨑　妙子
１　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
茨城県牛久市ひたち野東１丁目24番地５706
債務者　福田　寿子
１　決定年月日時　平成23年10月14日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子403番地２
債務者　原　　秀一
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子403番地２
債務者　原　美佐保
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子403番地２
債務者　原　　亮伍
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目８番18号　コーポ雪竹南棟８号
債務者　池田　弘志
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
佐賀県小城市小城町晴気1294番地５
債務者　田口　竹晴
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
佐賀県小城市小城町晴気1294番地５
債務者　田口　静代
１　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係